香川県特定給食施設等指導要綱

（目的）

第１条　この要綱は、健康増進法（平成１４年法律第１０３号。以下「法」という。）に基づく特定給食施設等を的確に把握し、同法、同法施行規則（平成１５年厚生労働省令第８６号。以下「規則」という。）及び香川県健康増進法施行細則（平成１５年規則第６７号。以下「細則」という。）に基づき特定給食施設等に対し適切な指導を行うことにより、喫食者の栄養管理の実施を確保するとともに県民の栄養状態の改善及び健康増進を図るために必要な事項を定めるものとする。

（実施担当者）

第２条　給食施設指導の実施担当者は、法第１９条に規定する栄養指導員とする。

（指導対象施設）

第３条　指導対象施設は、次のとおりとする。

一　特定給食施設

法第２０条第１項に基づき規則第５条に定める施設。（以下「特定給食施設」という。）

（特定かつ多数の者に対して、継続的に食事を供給する施設のうち、栄養管理が必要なものとして継続的に１回１００食以上又は１日２５０食以上の食事を供給する施設。）

二　その他の給食施設

特定給食施設以外の施設であって、特定かつ多数の者に対して、継続的に食事を供給する施設のうち、１回５０食以上又は１日１００食以上の食事を供給する施設並びに病院及び有床診療所。（以下「その他の給食施設」という。）

（指導対象施設の把握）

第４条　特定給食施設は法第２０条及び細則第２条の定めるところによるものとする。

２　その他の給食施設の設置者は、当該施設における給食の開始、変更、休止（廃止）及び再開の状況について、次の各号に掲げる届出書を開始、変更、休止（廃止）及び再開の日から１月以内に、施設の所在地を管轄する保健所長に提出するものとする。

一　給食施設設置届出書（第１号様式）

二　給食施設届出事項変更届出書（第２号様式）

三　給食施設事業休止（廃止）届出書（第３号様式）

四　給食施設事業再開届出書（第４号様式）

（届出事項）

第５条　特定給食施設の届出事項は規則第６条に定めるところによるものとする。

２　その他の給食施設の届出事項は次のとおりとする。

一　給食施設の名称及び所在地

二　給食施設の設置者の氏名及び住所（法人にあっては、施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

三　給食施設の種類

四　給食の開始日又は開始予定日

五　１日の予定給食数及び各食ごとの予定給食数

六　管理栄養士及び栄養士の員数

（管理栄養士必置施設指定と指定取消）

第６条　知事は、届出のあった特定給食施設について、規則第７条に規定する管理栄養士必置施設と認められる場合は、管理栄養士必置施設指定通知書（第５号様式）により通知し、指定す

るものとする。
２　知事は、前項により指定した特定給食施設が、基準を満たさなくなった場合は、管理栄養士必置施設指定取消通知書（第６号様式）により、速やかに指定を取り消すものとする。

（台帳の整備）
第７条　保健所に給食施設の設置者から提出された届出に基づき、給食施設台帳を整備するものとする。
２　県健康政策課に、管理栄養士必置施設指定通知に基づき、管理栄養士必置施設台帳を整備するものとする。

（特定給食施設等における栄養管理の基準）
第８条　特定給食施設の適切な栄養管理を行うための基準は規則第９条に定めるところによるものとする。
２　その他の給食施設における栄養管理の基準についてもこれに準ずるものとする。

（栄養管理状況の把握）
第９条　保健所長は、第３条に定める指導対象施設の設置者もしくは管理者に対し、原則として毎年６月中に実施した給食について、翌月２０日までに特定給食施設等栄養管理報告書の提出を求め、適切な栄養管理のための指導を行うものとする。

（指導・助言）
第１０条　保健所長は、指導対象施設の設置者もしくは管理者に対し、法第１８条第１項第２号及び法第２２条の規定により指導及び助言を行うものとする。

（立入検査・勧告・命令）
第１１条　保健所長は、法第２４条に基づき、特定給食施設に立入検査を行い、必要に応じて文書指導を行い、改善結果の報告を求めるものとする。
２　保健所長は、法第２３条により、特定給食施設に対して勧告及び命令をすることができる。

（指導計画）
第１２条　栄養指導員は、指導目標を掲げ、次に掲げる各号に留意し、年間及び月間の指導計画書を作成するなど、計画的に実施するものとする。
一　栄養管理上指導の必要性の高い給食施設に対して重点的に行うこと
二　計画的な個別指導を行うとともに、必要に応じて集団指導を行うこと

（報告）
第１３条　保健所長はその年度の給食施設に対する指導結果について、翌年度の４月３０日までに、県健康政策課長あて報告を行うものとする。

（電子情報処理組織を使用して行う手続の特例）
第１４条　第４条第２項の規定による届出については、電子情報処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請又は届出をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。
２ 前項の規定により行われる申請又は届出については、香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成１６年香川県規則第７３号）の規定の例による。

附　則

1　この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。

2　この要綱の施行の際、廃止前の香川県給食施設設置届出要綱の様式により、使用されている書類は、この要綱によるものとみなす。

3　香川県給食施設設置届出要綱は、廃止する。

附　則

1　この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

2　改正前の要綱に定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

附　則

この要綱は、令和６年１２月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

第１号様式　　（日本産業規格Ａ列４番）

給食施設設置届出書

香川県　　保健所長　殿　　年　　月　　日

届出者　住　所
氏　名
（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

給食施設を設置したので、香川県特定給食施設等指導要綱第４条第２項の規定により届け出ます。

<table>
<tr><td rowspan="2">給食施設</td><td>所在地</td><td colspan="5">〒　－
電話番号（　　）</td></tr>
<tr><td>名称</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">設置者</td><td>住所又は主たる事務所の所在地</td><td colspan="5">〒　－
電話番号（　　）</td></tr>
<tr><td>氏名又は名称及び代表者の氏名</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="2">給食の開始年月日</td><td colspan="5">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">施設の種類</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">１日の予定給食数</td><td>朝食</td><td>昼食</td><td>夕食</td><td>その他（　　）</td><td colspan="2">計</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>管理栄養士</td><td colspan="2">人</td><td>栄養士</td><td colspan="3">人</td></tr>
</table>

備考　給食の開始の日から１月以内に届け出てください。

第２号様式　　（日本産業規格Ａ列４番）

給食施設届出事項変更届出書

香川県　　保健所長　殿　　年　　月　　日

届出者　住　所
氏　名
（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

給食施設の届出事項に変更を生じたので、香川県特定給食施設等指導要綱第４条第２項の規定により届け出ます。

給食施設	所在地	〒　－ 電話番号（　　）
	名称	
設置者	住所又は主たる事務所の所在地	〒　－ 電話番号（　　）
	氏名又は名称及び代表者の氏名	
変更事項		
変更前		
変更後		
変更年月日		年　　月　　日

備考　変更の日から１月以内に届け出てください。

第３号様式　　（日本産業規格Ａ列４番）

給食施設事業休止（廃止）届出書

香川県　　保健所長　殿　　年　月　日

届出者　住　所
氏　名
（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

給食を休止（廃止）したので、香川県特定給食施設等指導要綱第４条第２項の規定により届け出ます。

給食施設	所在地	〒　－ 電話番号（　　）
	名称	
設置者	住所又は主たる事務所の所在地	〒　－ 電話番号（　　）
	氏名又は名称及び代表者の氏名	
休止（廃止）年月日		年　月　日
休止（廃止）した理由		
休止の場合は、再開予定年月日		年　月　日

備考　休止又は廃止の日から１月以内に届け出てください。

第４号様式　　（日本産業規格Ａ列４番）

給食施設事業再開届出書

香川県　　保健所長　殿　　年　　月　　日

届出者　住　所
氏　名
（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

給食を再開したので、香川県特定給食施設等指導要綱第４条第２項の規定により届け出ます。

給食施設	所在地	〒　－ 電話番号（　　）
	名称	
設置者	住所又は主たる事務所の所在地	〒　－ 電話番号（　　）
	氏名又は名称及び代表者の氏名	
再開年月日		年　　月　　日

備考　再開の日から１月以内に届け出てください。

第５号様式　　（日本産業規格Ａ列４番）

管理栄養士必置施設指定通知書

年　　月　　日

（設置者名）　　様

香川県知事

健康増進法第 21 条第 1 項の規定により、管理栄養士を置かなければならない特定給食施設として、指定します。

指　定　年　月　日		年　月　日
指　定　番　号		（保健所名称）第　号
給食施設	所在地	
	名称	
設置者	住所又は主たる事務所の所在地	
	氏名又は名称及び代表者の氏名	

第６号様式　　（日本産業規格Ａ列４番）

管理栄養士必置施設指定取消通知書

年　　月　　日

（設置者名）　　様

香川県知事

年　月　日付け指定番号　　号をもって、健康増進法第 21 条第 1 項の規定により、管理栄養士を置かなければならない特定給食施設として指定しましたが、指定の基準に該当しなくなりましたので、その指定を取り消します。

指定取消年月日		年　　月　　日
給食施設	所在地	
	名称	
設置者	住所又は主たる事務所の所在地	
	氏名又は名称及び代表者の氏名	